

食品安全委員会アレルギーを含む食品に関する

ワーキンググループ

(第4回) 議事録

1. 日時 令和元年6月27日(木) 13:59~16:05

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

- (1) 2019年度食品安全委員会の運営計画について
- (2) アレルギーを含む食品に関する食品健康影響評価について
- (3) その他

4. 出席者

(専門委員)

丸井座長、相原専門委員、穂山専門委員、今井専門委員、宇理須専門委員、
海老澤専門委員、緒方専門委員、斎藤専門委員、森山専門委員

(食品安全委員会)

佐藤委員長、川西委員

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、中山評価第一課長、入江評価技術企画推進室長、
林課長補佐、磯村係長、太田技術参与

5. 配布資料

- 資料1 2019年度食品安全委員会運営計画
- 資料2 鶏卵アレルギーに関する科学的知見の整理について
- 資料3 文献の収集及び選択基準
- 資料4 評価書引用文献一覧
- 資料5 アレルギーを含む食品評価書 鶏卵(案)
- 資料6 食品中のアレルギーから患者でアレルギー症状が惹起されるまで(イメージ)
- 資料7 経口負荷試験における各種情報のまとめ
- 資料8 食物アレルギー患者での原因食品割合の経年的変化

- 資料9 平成27年度全国実態調査における義務的表示品目による臓器別アレルギー症状の出現割合、出現割合比
- 参考資料1 アレルゲンを含む食品の表示に関する食品健康影響評価指針案(たたき台)抜粋
- 机上配布 これまでのWG・打合せ会、今後の予定

6. 議事内容

○丸井座長 ほぼ時間になりましたので、そろそろ始めたいと思います。

後ほど御紹介しますが、お二人はややおくれて見えるという御予定です。

間が少しあきましたけれども、今回、第4回「アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ」を開催させていただきます。

先生方、お忙しい中、どうもありがとうございます。

本日は、このワーキンググループに所属する専門委員9名の先生方に御出席いただくということで、先ほどお話ししました今井委員と緒方委員は少しおくれて後ほどいらっしやると連絡をいただいております。そして、今日は4人、赤松委員、安達委員、手島委員、中村委員が御欠席ということで連絡をいただいております。

そして、食品安全委員会から2名の先生方に参加していただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の会議ですけれども、全体のスケジュールはお手元の資料、「アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ(第4回)議事次第」ということで1枚ございますので、ごらんください。

久しぶりでもありますし、今年度になって初めてでもありますので、事務局のほうから御報告があるということですので、まず、事務局のほうからお願いします。

○林課長補佐 まずは事務局の人事異動がございましたので、御報告させていただきます。

4月1日付で評価技術企画推進室長の橘が異動し、後任として入江が着任しております。

また、同じく4月1日付で課長補佐の下位が異動となり、その後任として、私、林が着任しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、入江より挨拶申し上げます。

○入江評価技術企画推進室長 入江です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○林課長補佐 事務局からの報告は以上でございます。

○丸井座長 非常に簡単な御挨拶で、これから先いろいろ議論の中でさまざまな形で発言をしていただきますので、徐々に我々もなじんでいくと思います。

それでは、議事を始めたいと思います。

本日の議事は、先ほどの議事次第にもありますけれども、今年度、2019年度食品安全委員会の運営計画について、それと2番目に、アレルゲンを含む食品に関する食品健康影響評価についてということで、2つの議事がございます。

開催通知などで御連絡してありますように、本日の会議は内容を考えて非公開ということにさせていただいております。

事務局のほうから資料確認をお願いいたします。

○林課長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元に議事次第、座席表、専門委員名簿がございます。

その次に、資料1といたしまして「2019年度食品安全委員会運営計画」。

資料2といたしまして「鶏卵アレルギーに関する科学的知見の整理について」。

資料3といたしまして「文献の収集及び選択基準」。

資料4といたしまして「評価書引用文献一覧」。

資料5といたしまして「アレルギーを含む食品評価書 鶏卵（案）」。

資料6といたしまして「食品中のアレルギーから患者でアレルギー症状が惹起されるまで（イメージ）」。

資料7といたしまして、A3で印刷されている「国内で実施された経口負荷試験における各種情報のまとめ」。

資料8といたしまして「食物アレルギー患者での原因食品割合の経年的変化」。

資料9といたしまして「平成27年度全国実態調査における義務的表示品目による臓器別アレルギー症状の出現割合、出現割合比」。

参考資料1といたしまして「アレルギーを含む食品の表示に関する食品健康影響評価指針案（たたき台）」。

また、机上配布の資料といたしまして「これまでのWG・打合せ会、今後の予定」と題したものを置かせていただいております。

以上が配布資料でございます。

なお、ホームページで公開しない資料もございますので、取り扱いについては十分御留意くださいますようお願い申し上げます。

配布資料の不足等はありませんでしょうか。過不足等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

なお、これらの資料のうち、議事次第、座席表、専門委員名簿、資料1及び参考資料1につきましても、近日中に食品安全委員会ホームページに掲載されますけれども、資料2から9につきましても非公開とさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○丸井座長 どうもありがとうございました。

お手元、もしお気づきのことがありましたら、後ほどでも、いつでも声をかけていただければと思います。

続きまして、本日の議事に入ります前にルーチンがあるようで、事務局のほうから「食品安全委員会における調査審議方法等について」という平成15年の委員会決定に基づいて、専門委員の調査審議等への参加に関する事項についてというのがございますので、これに

ついて御説明いただきたいと思ひます。

○林課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員等の調査審議等への参加に関する事項について御報告申し上げます。

本日の議事について、専門委員の先生方から事前に御提出いただきました確認書を確認したところ、調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上でございます。

○丸井座長 ということで、特に御提出いただいた確認書に相異が、その後変化があるというようなことはございませんでしょうか。

それでは、いよいよ本日の議事に入りたいと思ひます。

先ほど見ていただきましたように、本日、議事は大きく2つございまして、1つは今年度、2019年度、今回初めてでもありますので、食品安全委員会の運営計画全体像だと思いますが、これについて、まず事務局のほうから御説明していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○入江評価技術企画推進室長 それでは、お手元の資料1に基づき御説明をいたします。食品安全委員会においては、毎年度このように運営計画を作成してございまして、年度初めの調査会またはワーキンググループにて御説明をすることになってございまして。

1枚おめくりいただき、見開きの左のほうに目次がございまして。この運営計画の構成としましては、まず第1に重点事項、第2に委員会の運営全般、第3に食品安全委員会の主要なミッションであります食品健康影響評価の実施、それから、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視、第5として食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進、第6としてリスクコミュニケーションの促進、第7として緊急の事態への対処、第8として食品安全委員会の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用、最後に第9として国際協調の推進、このような項立てとなっております。

資料の4ページ、5ページをお開きいただけますでしょうか。「第3 食品健康影響評価の実施」について記載している部位でございます。

1番のところ、一般的に食品安全委員会の食品健康影響評価といいますのは、リスク管理機関から要請された案件について着実に実施するというふうな記載がございまして。また、評価に当たって必要なガイドラインの策定というのが2として書かれてございまして。そして、3としてリスク管理機関から要請されたもの以外にも自ら評価を行う案件を選定する自ら評価案件というのがございまして。それが4ページの下の方から書かれてございまして、「自ら評価」案件の選定方法が(1)に、そして次のページに行ってください「自ら評価」の実施ということで、これまでに選定された「自ら評価」案件について、着実に実施をしていくということが書かれてございまして。

②ということで「アレルギー物質を含む食品」(平成27年度決定)、これがこのワーキンググループで御審議いただいておりますテーマですが、このテーマにつきましては、研究

事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を踏まえ、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループにおいて、調査事業で収集・整理した科学的知見を活用し、審議を進める。このように本年度の運営計画で書かれているところでございます。

その他の項目につきましては、ここでは省略をさせていただきます。

以上です。

○丸井座長 ありがとうございます。

1つ目、資料1に基づいて今御説明いただきました。議事となっておりますけれども、何かをここで改めて決めるというわけではありませんが、この内容について委員の先生方から御質問など、また、これをこの段階で聞いておきたいというようなことがもし何かありましたら。よろしいでしょうか。

特に御質問がなければ、これで1つ目のトピック、議事(1)は終了ということにさせていただきます。

本日お集まりいただいて、実質的な話はここからということで、議事(2)ですけれども、前回、昨年ワーキンググループを開催しまして大分時間がたってきております。その間、打合せ会は何回か開催して、委員の先生方全体ではないですけれども、顔合わせをしながらいろいろ話を進めてきておりますけれども、事務局のほうからこれまでのワーキンググループでいろいろ検討してきたことの経過も含めまして、鶏卵のアレルギーに関するさまざまな知見、整理について資料2から9がございます。そのあたりを見ていただきながら、事務局に説明をお願いしたいと思います。

では、事務局のほうでお願いします。

○林課長補佐 それでは、今、座長からお話ございましたように、直近で開催させていただいたワーキンググループは昨年の9月13日でございます。もう半年以上が経過しているところでございます。これまでの間、先生方に御協力いただきまして、さまざま鶏卵に関する知見の整理をさせていただいたところがございますけれども、これまでどういった検討をさせていただいたのか、それから、今後どのような予定で進めさせていただくかというところを共有させていただきたいと思っておりますので、資料とともに配布しております「机上配布」と右肩に記載がございます「これまでのWG・打合せ会、今後の予定」と書かれております資料をごらんいただければと思います。

本ワーキンググループは、昨年度までに3回のワーキンググループ、それから、意見交換会を開催させていただいておまして、まずは多くの知見のある鶏卵の評価を進めさせていただくというところまでが決まっているところでございます。第1回、第2回、第3回の審議の内容については、机上配布資料の1ページ目に記載のとおりでございます。

次に2ページ目をごらんください。昨年9月の第3回ワーキンググループ以降、打合せ会を計5回開催させていただいております。まず、昨年10月、12月にアレルギー性についての御検討をいただいた会を開催させていただき、1月には疫学の先生にお集まりいただいて、ディスカッションをしていただいております。また、直近の3月、5月におきまし

ては、有病率ですとか原因食品別構成割合、特徴的な症状等についてさまざまな御意見をいただきながら、知見の整理ですとか評価の方向性についての検討を進めてまいってきたところでございます。

本日の第4回のワーキンググループでは、計5回の打合せ会での議論につきまして、ワーキンググループの先生方全体で共有させていただきたいと思っております。

次に、机上配布資料の3ページ目をごらんくださいませ。今後の予定を参考までに記載させていただいております。本日のワーキンググループの後、来月7月にもう一度打合せ会を開催することを予定しております、その中で定量的な評価の検討を予定しています。その後、9月に第5回のワーキンググループを開催させていただきまして、アレルギー性のところすとか、7月の打合せ会での検討の内容について御審議をいただく予定にしているところでございます。

また、その後もほぼ2カ月に一度ぐらいのペースでワーキンググループを開催させていただければなど、現状、事務局では考えているところでございますけれども、年明けぐらいに評価書全体について御議論いただきました後、この鶏卵の評価のまとめを来年春をめどにいただければなど思っているところでございます。以上が、これまでと今後の全体像の御説明でございます。

それでは、この第1回目から5回目にかけての打ち合わせでの検討内容について、資料2から9に基づきまして、御説明申し上げます。

まず、資料2をごらんくださいませ。資料2の1枚で、何がこの5回の打合せ会で行われたかということをもとめさせていただいておりますので、基本的にはこの資料2を御説明しつつ、随時、資料3から9について触れてまいるという形で御説明させていただきたいと思っております。

まず「1. 経緯」でございます。先ほど申し上げましたけれども、第3回のワーキンググループにおきまして、評価の対象集団を「既に個別の品目に対するアレルギー症状を発症したことがある患者」とした上で、現時点で入手可能な鶏卵アレルギーに関する科学的知見について、参考資料1として本日配布しております評価指針のたたき台の項目を基本として知見を分類しまして、分析・整理するというのをこれまで行ってまいりました。

続きまして「2. 検討内容」に移りまして、(1) 全体的事項でございます。まず、鶏卵の評価をするに当たりまして、これまで事務局で収集した知見がかなりたくさんありましたというところもございましたので、まずは文献選定の考え方を整理した上で、その基準をもとに、収集した知見から鶏卵の評価書に引用すべき知見を選定させていただいたところでございます。その状況をまとめましたのが、資料3と資料4でございます。

まず、資料3をごらんいただければと存じますけれども、資料3はこれまで収集した文献はどのようなものがあるのかということと、どういう基準で文献を抽出したのかということと、その抽出結果についてまとめさせていただいているところでございます。

資料3の1ページ目につきましては、既に調査事業等で収集した知見はどのような形で収

集しましたよとか、事務局によって収集した文献はどのように収集したものであるのかという概略を説明しているものですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、資料3の2ページ目をごらんくださいませ。文献の抽出に関してまとめさせていただいているものがございます。まず、全体として300を超える文献を収集していたところがございますけれども、原則として査読誌を選択しましょうというところで話を進めさせていただいております。また、臨床領域でかなりのヒットがございましたので、その点につきましては、ある一定のジャーナルを優先的に選択させていただいているところがございます。

また、評価書案の項目の経口負荷試験、有病率、原因食品別構成割合、特徴的な症状の知見につきましては、特に有病率等につきましてはかなり海外と食習慣が違うというところもあって出方が違うのではないかといいるところもございましたので、国内の知見を優先して抽出するというを基本としているところがございますけれども、海外の知見についても参考までに、大規模な疫学調査のものを抽出させていただいております。

アレルギーの同定、加工処理、交差反応性、摂取量の各項目の知見につきましては、以下、①～④に記載の方針により、抽出をさせていただいております。

まず、アレルギーの同定でございますけれども、こちらの項目に記載する知見につきましては、各種アレルギーのデータベースがございますので、そこで検索できるものを抽出し、そのデータベースに引用されている文献を第一選択として抽出させていただいております。

また、加工につきましては、かなり多くの知見もあるというところもございますので、レビュー文献からの引用を優先させていただいております。ただ、レビュー文献だけでは足りないというところもありますので、そこは随時追加をしているところがございます。また、加熱の影響に係る知見については温度の異なる条件が同一論文で報告されているものを優先させていただいているというところ、加水分解については、酸、アルカリの加水分解以外に消化酵素による加水分解も含めさせていただいているところがございます。

③の交差反応性については、主として免疫反応を記載している文献を抽出させていただいているところがございます。

④の摂食量につきましては、1ページ目に記載がございます調査事業で収集した文献は、ここに記載してございますキーワードで検索しているところがございますけれども、これまでのワーキンググループの議論ですとか打合せ会の議論の中におきまして、摂食様式ですとか食品中に隠れたアレルギーを明確にすることが重要だということがございますので、文部科学省ですとか厚労省が出している報告書、食品成分分析表ですとか、そういったものを利用させていただくこととしております。

また、専門委員の先生方から、これは追加したらどうかという知見については、適宜追加しているところがございます。

その結果を示したものが3ページ目の抽出結果でございます。現時点で評価書案のに着

手ができているもの、アレルギー性の部分と有病率等のところなのではございますけれども、この部分について、グレーではない白抜きのところで結果を記載させていただいているところでございます。

現状、抽出しているのが、全部で総計、重複はあるのですけれども、調査事業で320収集し、事務局として53収集したもののうち、評価書の引用として現時点で使用しているのが86文献ございまして、この86文献を一覧にまとめたものが資料4でございます。

資料4の3ページ目までが評価書の項目で言いますところのアレルギー性と摂食量に関しての知見、48文献、その後ろの最後の1枚が有病率等、特徴的な症状、寛解ですとかそういういったところの知見、文献を収集したものの38文献でございます。現時点では、このような文献を抽出させていただいているところでございますが、評価書で引用する文献はこれで固まったというわけではなく、今後のワーキンググループでの議論に応じまして、追加したり削除したりということは当然あるものと思っております。

以上、文献についての御説明でございます。

資料2に戻っていただきまして、(1)全般的事項の2つ目のポツでございますけれども、このように収集した知見を踏まえまして、評価書の項目を整理させていただいております。評価書案を資料5として配布させていただいております。資料5の1ページ、おめくりいただいたところに目次がございますので、この目次と参考資料1の評価指針案のたたき台の1枚目の下の指針の目次を適宜参照しながら御説明をお聞きいただければと存じます。

基本としましては、評価書の項目は、もともと参考資料1にございます評価指針案のたたき台の項目に沿った形で整理をしていきたいと思いますというところでございましたけれども、現状は、打合せ会の結果を踏まえまして、資料5の1ページ目の目次に記載しているような形となっております。まずは「はじめに」というところで経緯ですとか対象とするアレルギー疾患の範囲、Ⅱとして「食物アレルギー疾患」についてという形で、食物アレルギーの総論的なことを記載するという項目を出させていただいております。

また、Ⅲといたしまして「鶏卵アレルギーに関する知見の概要」、これが評価指針案のたたき台の第2章の各論に該当するところでございますけれども、現時点では「有病率等」「原因食品別構成割合」「特徴的な症状」「経口負荷試験」「アレルギー性」「摂食量」という構成とし、あとは「国際機関、諸外国における評価」「食品健康影響評価」というような項立てとさせていただいているところでございます。

評価指針案のたたき台の項目と変わっている点、どのような経緯があつて変わったのかというところについて御説明を申し上げたいと思います。

まず、評価指針案のたたき台の1枚目下の段、「第1 食品健康影響評価」の「1 因果関係」という項目が当初入っておりましたが、現時点の評価書案の項目では入ってございません。といいますのも、打合せ会での検討の結果、鶏卵、卵というのは明らかにリスクがある。鶏卵アレルギーになるのは明らかだということもありますので、項目としては不要ではないかということで、今回の鶏卵の評価書案の項目からは削除させていただ

ております。

もともと評価指針案を策定いただいた際には、前提としまして、例えば表示の対象となっていないようなものを評価する場合に、因果関係がどうなのかというところを突き詰めていくというような前提もございましたけれども、今回、鶏卵というところもございましたので、因果関係という項目は削除させていただいているところでございます。

また、評価指針案のたたき台にはない項目として、18行目の「2. 原因食品別構成割合」という項目が入っているところでございます。この原因食品別構成割合の項目の中でどのような内容を記載させていただいているかといいますと、消費者庁で3年に1度調査をしております全国実態調査のデータの知見を詳細に記載しております。もともと全国実態調査の知見というのは、有病率ですとか特徴的な症状の項目で記載をしてはどうかというところで当初議論を進めていたところでございます。しかしながら、全国実態調査といいますのは、患者が分母といいますか、母集団が患者さんだということもあって、かつそれをアレルゲン別に構成割合を見た知見だということがあり、一方で、食品安全委員会のリスク評価におきましては、全国民を対象とした評価というところがございまして、そういった中で全国実態調査の知見というのは非常に重要な知見ではあるものの、ほかの有病率とかそういったところではないところで、別な形で項立てをしてはどうかという御指摘が先生方からございましたので、「2. 原因食品別構成割合」ということで項目立てをさせていただいているところでございます。

また、3番目の「特徴的な症状」でございましてけれども、もともと評価指針案のたたき台では「重症度」となっていたところを「特徴的な症状」という項目名に変更させていただいております。重症度といいますと、何をもちいて重症度というのか。軽症なのか。アナフィラキシーが重症だったら、そうではない症状は重症ではないのかというところは非常に難しいところもある、なかなか悩ましいところがあるというような議論も打合せ会ではございまして、そうであるならば、例えば鶏卵でほかの原因食品に比べてどういう特徴的な症状が出るのか、そういう観点でまとめてはどうかということで、項目自体を「特徴的な症状」という項目名に記載をさせていただいているところでございます。

その次の項目の「経口負荷試験」でございましてけれども、もともと経口負荷試験の知見というのは、例えば有病率とか、特徴的な症状ですとか、アレルゲン性の各項目に散りばめて知見を記載させていただこうかと考えていたところでございますが、経口負荷試験の試験の目的によって、また手法によって出てくる値といいますか、惹起量とか、そういったものが変わってくるというところもございまして、例えば知見の数値だけを切り出して評価書の各項目に記載をすると、非常に誤解が出てくるのではないかとということで、丁寧に一つ一つの経口負荷試験に係る知見について、どういう目的なのか、どういう手法をとったのかということも含めて評価書案に記載したほうが良いのではないかと、その必要があるのではないかとございまして、「経口負荷試験」という項目を新たに項立てさせていただいております。

以上が評価項目として変更があったところをごさいますけれども、評価指針案のたたき台として、最後に「6 閾値（最小参照容量）と一回摂食量の比較」という項目がございましたが、それは今、項目としては評価書案のほう、目次には記載させていただいておりません。といいますのも、こういった閾値と一回摂食量との比較というのは、まさしく評価であるということがございますので、そういった内容につきましては「V. 食品健康影響評価」の中で議論させていただければよろしいかなということで、現時点では項立てをさせていただいていないという状況でございます。

また、目次の下のほうをごらんいただきたいと思うのですが、30行目に「用語解説」というものを記載させていただいております。食品安全委員会では用語集というものを作成させていただいているところがございますけれども、アレルギーにつきましては、通常リスク評価で用いている用語が必ずしも使われていない、アレルギーの専門的な用語があるということがございますので、本評価書に出てくる主な用語についての解説を追加することによって、この評価書をごらんになった方に誤解がないようにということで、この用語解説も作成するという方向で現時点では進めさせていただいているところがございます。

長くなって申しわけないですが、また資料2に戻っていただきまして、検討内容の(2) アレルゲン性のところに参ります。先ほどごらんいただきました評価書案の項目のアレルゲン性の知見を整理するに当たりまして、評価におけるアレルゲン性の捉え方の考え方について整理をさせていただいております。

資料6、横向きのものになりますけれども、こちらをあわせてごらんいただければと存じます。通常、食品安全委員会の評価は、モノがあって、そのモノがどういう症状を引き起こすのかという観点で評価をするというところがございます。一方で、アレルゲンの評価においては、食品中のアレルゲンから見たアレルゲン性だけではなくて、患者の体内で惹起されるアレルギー反応から見たアレルゲン性と2つの観点での知見があるでしょうということです。また、患者さんの体内で起きているところでは、さらにその感作の受けやすさとか、感作から惹起までのアレルゲン性の強さはどうなのかとか、そういった知見もあるということがございますので、資料6で言うところの緑色の知見と赤色の知見を両方の観点から評価していきましょうということをまずは確認させていただいたということで、資料6を本日提示させていただいております。

続きまして、資料2のアレルゲン性のところの2つ目のポツでございまして、評価書の項目の「アレルゲン性」に記載すべき内容、アレルゲンの同定、加工処理によるアレルゲン性への影響、消化によるアレルゲン性への影響、交差反応性について検討いただいているところがございます。

評価書案の内容についても、打合せ会にご出席いただいた一部の先生方にごらんいただいているところがございますけれども、このアレルゲン性の強さにつきましては、資料2の「3. 結果」の下の方に記載がございますように、食物経口負荷試験を活用したア

レルゲン性の強さの定量的な評価に係る方法を含め、引き続き検討が必要だということで、本日は資料5の評価書案のほうには含めさせていただいておりませんが、アレルギー性に関しての評価書案への知見の内容についても検討をさせていただいているところでございます。

また、(2)アレルギー性の最後のポツでございますけれども、アレルギー性の強さの定量的な評価に向けて、資料7でございますように、表と裏がございますが、鶏卵アレルギーに係る食物経口負荷試験の知見をどのようなものがあるのかということで整理をさせていただいているところでございます。

資料7をごらんいただきたいと思うのですが、表面には国内で実施された経口負荷試験9個の知見をまとめさせていただいておりますが、現状、収集したものとして、この9つの知見があるというところ。それぞれどのような知見なのか、目的ですとか対象、どういった試験なのか、使用食物は何なのか、惹起量の記載はあるのかないのかというところをまとめさせていただいているところでございます。

裏面には、海外で実施された経口負荷試験における各種情報のまとめということで、海外での主な経口負荷試験の情報をまとめさせていただいているところでございます。

今後、この資料7にまとめさせていただいた知見に基づきまして、アレルギー性の強さについての御検討を進めていただく予定にしております。

(2)アレルギー性については、以上でございます。

続きまして、資料2の(3)有病率等、原因食品別構成割合、特徴的な症状でございます。

資料5の評価書案の項目、「有病率等」「原因食品別構成割合」「特徴的な症状」につきまして、評価書案に記載する内容について御検討いただきました。この評価書案等に記載のある内容につきましては、大部になりますので、また後ほど詳細に御説明させていただくことで、座長、よろしいでしょうか。

○丸井座長 はい。

○林課長補佐 ありがとうございます。では、そのように後ほど説明をさせていただきたいと思っておりますので、とりあえず全体としてどのようなことをやったのかということをお説明申し上げたいと思っております。

まず、評価書案を作成したというのが1つ。その次に、消費者庁の先ほど申し上げました全国実態調査のデータを活用した、鶏卵により出現するアレルギー症状を打合せ会で解析させていただいております。それに基づきまして、どういったことをやったのかということをおまとめたのが資料8と資料9でございます。これもまた後ほど評価書案をお説明させていただくときに詳しく御説明させていただく予定でございますけれども、まず資料8として、食物アレルギー患者での原因食品別構成割合の経年的変化をグラフ化したらどうかということで、A案、B案という形でグラフを策定いただいているところでございます。

資料9といたしまして、全国実態調査におけるデータを用いまして、臓器別アレルギー

症状の出現割合ということで義務表示品目の7品目につきまして、アレルギー症状の出現割合と出現割合比というものを算出して、まとめたものを配布してございます。

以上の内容をこの5回の打合せ会で先生方に御検討いただいたところでございます。これらを踏まえまして、先ほど来申し上げておりますように、資料5の評価書案を作成しているところでございます。ただ、資料5につきましては、表紙に抜粋と書かせていただいておりますように、「有病率等」「原因食品別構成割合」「特徴的な症状」の項目のみを提示させていただいております。打合せ会では、アレルゲン性についても御検討いただいたところでございますけれども、アレルゲン性についての記載はございません。先ほど申し上げましたように、アレルゲン性については別途定量的な評価も御検討いただく予定としているところもございますので、そちらも含めて引き続き御検討いただく予定でございます。

以上、長くなりましたけれども、資料2の説明を終わらせていただきます。

○丸井座長 どうもありがとうございました。

最初に御紹介がありましたけれども、事務局も大分わかりましたので、今まで我々が議論してきたことを事務局がもう一度全部総ざらいをして、事務局とこのワーキンググループ、大体考えていることが同じになるようにということで随分勉強していただいたと思います。今までのというか、一般的な食品安全委員会でのリスク評価と少し違って、食物アレルギーは非常に面倒くさいということもありまして、今までの経過を一通りまとめてお話しただいて、我々メンバーのほうも今までの流れをもう一度確認できたと思います。その面倒くささが結構ありましたので、最初に机上配布資料で御説明いただいたように、それぞれの特定の分野について打合せ会を行ってきておまして、そのあたりの流れも今一通り説明していただけたと思います。打合せ会に御出席でなかった委員の先生方も、大きな流れとしてどのようなことが進んできたのかというところを御確認いただけたのではないかと思います。

今、御紹介いただいたわけですが、資料2でいくと(3)のあたりはこれからまた改めて説明していただけるということになっておりますので、資料2の「2. 検討内容」の全般的事項、それからアレルゲン性あたりのところを大分丁寧に御説明いただきましたので、その部分あたりから内容について御質問や御意見があればというふうに思います。特に全般的な事項というのは、資料5の目次を説明していただきましたけれども、最初の出発点であったところのいわゆるたたき台ですね。斎藤先生が中心になってつくっていただいたもの、それを少しずつ変えてきているという状況ですので、この目次のつくり方あたりが一つ、全般的事項のテーマになるかと思います。

もちろんその前段として、資料4にありました引用文献、これはその数年前に世界の文献を集めて、それからまた役に立ちそうなもの、よさそうなものを抜き出してきて、こんなものに基づいて評価書案をつくっていかうということになっておりますので、文献の御説明も先ほどあったとおりです。

ということで、資料2の全般的事項、そしてアレルギー性に入りますが、全般的事項で先ほどの文献、そして資料5の目次あたりのところで、それぞれの打合せ会に参加された委員の先生方、大体御承知かとも思いますけれども、いかがでしょうか。全般的事項は、もう一度言いますと、文献の話と、大抵現在の時点での目次構成ということになりますけれども、そのあたりで御意見あるいは簡単な感想でもいただければと思います。

たたき台からの委員でいらっしゃる斎藤先生、どうぞ。

○斎藤専門委員 前回の打合せ会から余り時間がたっていないのにもかかわらず、これだけまとめていただいて御苦労さまでした。ありがとうございます。

目次を拝見して、私どもが作成した案と見比べていないので、どこが変わったのかちょっと済みません、よく理解できていないのですけれども、資料5の1ページですね。目次のところで、これはⅢ. がやはり一番ポイントになるかと理解していますけれども、Ⅱ. に関しては、配分的に書き出すと切りがないし、本題からどんどん離れていくような気がします。もちろんこれは目次立てをしているだけであって、実際にはⅢ. が大部分を占めるようになると思うのですけれども、Ⅱ. に関してはどのくらいの力の入れぐあいで作成する予定なのでしょうか。アレルギー研究分野のトピックスなので、新しい知見がどんどん出てきて切りがないと思います。

○丸井座長 どうぞ。

○林課長補佐 では、事務局から御回答申し上げます。

今、斎藤先生がおっしゃったのはもちろんだということ、どんどん書き出せば切りがないだろうということは事務局も承知しているところでございます。「Ⅱ. 食物アレルギー疾患について」というところにつきましては、この評価書はあくまでも鶏卵の評価書というところがございますので、そうはいてもいきなり鶏卵の知見をぼんと書いたところで、アレルギーとは何ぞやというようなところがわかりにくいということがございますので、そもそも食物アレルギーとはどういうものなのかという概要を記載してはどうかと考えております。

「Ⅱ. 食物アレルギー疾患について」というところは、鶏卵だけではなくて、この後、恐らくやるであろう小麦ですとか乳ですとか、そういった今後評価するであろう食品の評価書にも同じように引用するといいますか、ここから同じような形でコピー・アンド・ペーストみたいに持っていくというところで、導入部分といいますか、食物アレルギーに関しての一般的な部分を簡潔に記載させていただいたものでよろしいのではないかと、座長とも相談をさせていただいているところでございます。

○斎藤専門委員 調べ出すと本当に切りがないので、それで結構だと思います。

○丸井座長 斎藤先生、どうもありがとうございます。

斎藤先生の研究班で最初につくっていただいたのは、この手元の参考資料1というものがありますけれども、そのときは評価指針、大きいものをまずつくって、そして個別の評価書をつくっていくという前提で考えていたわけですがけれども、その後、いろいろ話をし

て、まずは個別の鶏卵の評価書をつくろうということになってきましたので、評価指針全体にわたるようなたたき台をあのときにはつくっていただいて、その中のいわば総論から各論の初め部分が恐らく、今、お話のあったⅡ.のあたりのところになってきて、今後のほかの食品の評価書にもほとんど同じものが載ってくるというようなことになっていくのだらうと思っております。どうもコメントありがとうございました。

そのほかに。宇理須先生、どうぞ。

○宇理須専門委員 この目次ですけれども、「1.有病率等」となっていますね。その中身は有病率と自然寛解ですか。そういう意味で、有病率等ではなくて、有病率と自然寛解とするか、あるいは1番で有病率、2番で自然寛解、そのように別個にしても、目次だけである程度わかりやすくなる。この目次だけだとちょっとわかりにくいところがあるのではないかと思ったのです。どういう組み合わせでもいいですけれども、あと、自然寛解と書いてありますが、よく使うのはnatural courseという言葉を使うのです。自然経過とか、それはどちらでもいいかもしれませんが、今の有病率等のところを少し工夫したらどうかと思ったのです。

○丸井座長 どうもありがとうございます。

項目立てとして、確かに有病率等、その中身は何だろうとなって、それをもう少し具体的にすることです。これは今決める必要はないのですけれども、この後、少しタイトルを並べていくときに参考にぜひさせていただきたいと思います。

自然寛解というのは確かに、そうではあるけれども、先ほどのnatural course、あるいはnatural historyなのか。

○宇理須専門委員 そちらのほうがよく使われるような気もしたのです。それはそう大した違いはないと思います。

○丸井座長 全体の構成というよりは、言葉として何が適切かという、先ほど用語解説の話がありましたけれども、その辺とも絡むので、ぜひ記憶しておいていただければと思います。

何かありますか。

○林課長補佐 承知いたしました。評価書案は、今の自然寛解に限らずなのですけれども、現時点では事務局が基本的に作成したままの状態だということがございます。したがって、そういった用語については適切ではないところが多々あるかと思っておりますので、そういう点も含めて、今後、先生方に御確認、御指摘いただければと存じますので、よろしく願いいたします。

○丸井座長 ありがとうございます。

ということで、今の御意見、我々のほうに返ってきて、一通りまた目を通していただくときにチェックをそれぞれの立場でしていただくという作業がそのうち回ってくると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ということで、目次案、大分変わってきて、またもちろんこれからも変わってくるこ

ろですけれども、そのような状況で動いているということで御承知いただければと思います。

(2) アレルゲン性については、資料6を使って、今までの我々の議論の中で出てきた大枠というか構造ですけれども、その辺を記載していこう、あるいは項目立てしていこうというようなお話がありました。資料2の(2)アレルゲン性で3つのポイントがあります。このあたり、アレルゲン性について、いかがでしょうか。先ほどの目次と同じように簡単なコメントあるいは感想でも、あるいはこれからこういうところをもう少しとかいうのがありましたら、いかがでしょうか。この部分については、まだ評価書案になるようなものができ上がっていないということです。御意見いただくと、事務局が原案を作成するときに非常に役に立つと思いますが、いかがでしょうか。

アレルゲン性については何回か打合せ会のところでも全員の先生ではないですけれども、ちょっと議論がされて、そして資料6のような構造が出てきたと思います。いかがでしょうか。食物アレルギー、モノのほうからヒトという全体像を図にするのはなかなか難しかったのか、資料6のような形ででき上がってきているのですが、これでいいじゃないかとか、あるいは少しここに手を入れたほうがいいのか、そのような御意見とか感想がありましたら、どうぞ。

事務局のほうでどうぞ。

○林課長補佐 今、言及がございました資料6でございますけれども、打合せ会でも御指摘がございましたように、この図が完全にはこの現象をあらわし切れていないというところはあるかと思っております。そういう意味で、あくまでイメージということで、モノのほうと患者さんの体内で起こっていること両方があって、さらに右から左、左から右への流れもあるよという、そういったイメージをつかんでいただくために、イメージイメージと言って言いわけがましいのですけれども、こういうことですよねというところで先生方に共有させていただければなと思ひまして、作成をしたものでございます。

なので、厳密に言うと、少し適切ではないというところはあるやもしれないと事務局としては思っているのですけれども、その点、御了承いただければと存じます。

○丸井座長 ありがとうございます。

まさにそういうことで、先ほどお話ししました食物アレルギーのリスク評価の面倒くささの一側面をあらわしている図でもあります。

斎藤先生、どうぞ。

○斎藤専門委員 これは穠山先生がまとめてくださったと思うので、これはこれで、このとおりでやるべきであろうとは思ひます。全く報告はないと思うのですが、例えば環境抗原のなりやすさといいますか、ナッツ類のように飛び散りやすいものとか、あるいは環境抗原として付着して長くとどまりやすいものとか、そのうち多分論文として幾つか出てきそうな気がします。そういうものにも目を向けておいたほうがよろしいかなと思ひます。

○丸井座長 ありがとうございます。

今、名前が出てきまして、穉山先生、何かこれに関して。

○宇理須専門委員 1ついいですか。

○丸井座長 では、その前にどうぞ。

○宇理須専門委員 患者さんのところで十分条件が不明となっていましたけれども、これはどうして不明にしたか余り覚えていないのですけれども、これは何か理由があったのですかね。よくわからないですね。何か理由があっての不明にしたのだと思ったのですけれども。

○入江評価技術企画推進室長 その患者さんのそのときのコンディションによっては、感作を既にされているのだけれども、惹起されないこともあるというような、多分そのような議論だったのではないかと思います。感作をされていれば必ず惹起されるということではなくて、感作をされているのだけれども、逆に惹起されやすい条件としては、例えば睡眠不足だとか、疲れがたまっているとかいうことがありますけれども、コンディションがよければ、感作はされているのだけれども、しかも食品を摂取したのだけれども、惹起されないこともあるということだったのではないかと思います。

○丸井座長 ありがとうございます。

そういう意味では、不明ではなくて、例えば状況によって多様とか、そういうことですね。不明という、まるでわからないのだという感じですが、そうではなくて一定しないと、非常につかみどころがないという、それをうまく表現できたらいいのかなと思いますが、どうでしょうか。

相原先生、どうぞ。

○相原専門委員 先生が今おっしゃったのと同じことを言おうと思っただけで、不明という読んでいる人はわからないなと思ったので、不明を取って、個体要因、環境要因みたいにシンプルにしてもいいのかなと思いました。

○丸井座長 どうもありがとうございます。

ちょっと時間を置いて、穉山先生、この全体について何か御感想を。

○穉山専門委員 基本的にはこのイメージというか、この考え方でよろしいかと思います。患者、生体反応の部分をどのように記述できるは、まだはっきりわからないのですけれども、文献としてはモノのほうのアレルゲン性は結構多いのではないかと思います。

○丸井座長 ありがとうございます。

森山先生、どうぞ。

○森山専門委員 基本的なことで申しわけないのですけれども、もう一度確認したいのですが、アレルゲン性というのは、今回、有病者を対象にされていますので、いわゆる惹起能。今回、アレルゲン性イコール惹起能ということですのでよろしいのですね。感作能は一応考えないということで。

○林課長補佐 事務局から回答させていただきます。

昨年9月の第3回のワーキンググループの議論の中におきまして、基本的には惹起した

後のことを見ましようというところで、知見を確認したうえで、評価書案をつくっていきましようとしております。ただ、一方で、打合せ会の中でも何回かお話は出ているのですけれども、惹起した後のことを評価書案には書くにしても、感作の知見があること自体は無視できないというところがございますので、感作についても参考までに知見の整理をしてはどうかということで、打合せ会の中では話が出ております。

ただ、一方で、現時点で評価書案となるものができていないという状況ではございますので、どのあたりのところまで評価書案のほうに記載できるかというところはございますけれども、原則的には惹起した後ということでお考えいただければ結構かと存じます。

○森山専門委員 そうしますと、そこは感作能と惹起能がちゃんぽんになるとややこしいので、はっきりと区別して記載しないといけないような気がします。

○丸井座長 どうもありがとうございました。

その辺のところ、アレルギー性といって、今のお話のようにごっちゃになりがちなので、ここでは分けておこうと。分けた上で、恐らくは惹起のほうに今回は重点が向いていくと思いますけれども、そのようなことで全体像としてこれはつくられたと思います。

そのほか臨床のほうの先生方で打合せ会のときにも御意見いただいたかと思っておりますけれども、もし何かありましたら。

では、海老澤先生、どうぞ。

○海老澤専門委員 惹起能ということに関して言うのであれば、多分、生体側から見ると、アレルギー性とは違ってくるのですけれども、アレルギーというか食品の量というののもとても重要になってくるのですね。特に卵は加熱変性とかが大きいのですけれども、牛乳とか小麦の場合だと誘発する、しないというのは、アレルギーあるいは食品の量によっても患者さんのほうは決まってくるので、そういう要因はどう取り扱うのかということと、あと、右側の患者さん側の要因で、感作、そして間は十分条件で、最後に惹起となっているのです。ここについても、感作というのはもちろん *in vitro* のIgE抗体の検出ということが多分一番ポピュラーだと思うのですけれども、次の指標のところには好塩基球活性化試験と皮膚試験と書いてあって、これも感作を見ているのですが、プラス生物学的活性を見ていて、最終的には惹起というところは、今度は経口が基本だと思うのですが、要は消化吸収のプロセスがそこに加わってくるということをここでは書いていると思うのです。

だから、十分条件というところがそこら辺を包含しているのかなと思いついて見させていただいたのですけれども、それをどのようにうまく整理して書いていくかというのはなかなか難しい作業だなと思って、この図を見ていました。

○丸井座長 どうもありがとうございます。

これからも時々見ていただいて、項目とか用語とかをぜひつけ加えたり、変更したりというアイデアをいただければと思います。

今井先生も何か一言。

○今井専門委員 目次のほうで2番目の「原因食品別構成割合」に関してなのですからけれども

も、ここだけ内容を拝見しますと文献が2つのみの記述になっていますね。恐らくほかの有病率調査などを見れば、同じような原因食品別の構成割合は多分あるのではないかと思うので、示すのであれば、網羅的とは申し上げませんが、もう少し複数記述してもいいのかなと思いました。

あとは、先ほど御説明いただいたのですけれども、経口負荷試験というところが何かちよっと違和感というか、並びとしてあるのですが、もう一度、これはどういうことを記述する予定なのかというのを教えていただけますでしょうか。

○林課長補佐 では、事務局から申し上げます。

経口負荷試験、先ほども少し申し上げたのですけれども、ここの項目は、資料7の横の紙のものがベースになろうかと思っているのですが、このような経口負荷試験の知見をそれぞれのどのような目的で行われたのか、どういった内容の試験なのかということも含めて詳細に記載しましょうというところで整理をさせていただいております。

もともとなぜそういう発想が、項目を特出ししようとしたのかということでもございますけれども、通常、評価書として知見を記載する場合は、例えばアレルギー性の強さというところであれば、経口負荷試験でこのぐらいの量で惹起されたとか、例えばですけれども、小出し小出しでその結果だけを書いていく。何mgでどういう症状が出たみたいなことを書いていくことになろうかと思えますし、例えば有病率のところ、経口負荷試験は出てこないと思うのですけれども、ほかの特徴的な症状のところでも経口負荷試験でやったらどういう症状が出たと。

また後ほど少し御説明申し上げますけれども、この評価書案の18ページ、19ページに、どういう経口負荷試験でやったらどういう症状が出ましたというような記載はさせていただいているところなのですけれども、打合せ会でのお話の中で、経口負荷試験の目的によって量が変わってくる。惹起量が変わってくるですとか、目的によってそういった数値的なところが変わってくるというところがあるので、切り出して書くことは非常に危険性があるという御指摘がございましたので、現状では、例えば特徴的な症状のところ、経口負荷試験でこういう症状が出ましたというような知見は少しずつ抜粋させていただいているところはあるのですけれども、これとは別に、どういった経口負荷試験がやられているのかということ、誤解がないように詳細に記載する項目があってはどうかということで、この経口負荷試験の項目をつけ加えさせていただいているところでございます。

しかも、この経口負荷試験というのは、それこそ資料6の赤色の部分の患者さんの体内で起こっていることと、左側のモノ側といいますか、アレルギー性の強さといったところをちょうどつなげるような試験だということもございますので、位置としても特徴的な症状とアレルギー性の間の場所がよいのではないかとということで、経口負荷試験を4番という場所に追加をさせていただいている状況でございます。

○丸井座長 今井先生。

○今井専門委員 書きぶりとしては、鶏卵に関する負荷試験はこのような負荷試験が行わ

れているという紹介。

○林課長補佐 まだ事務局で案のほうを作成していないので、具体的にお示しすることはできないのですが、イメージといたしましては、今井先生がおっしゃったように、紹介をさせていただくというような予定であります。

○丸井座長 恐らくというか、たしか当初、経口負荷試験は特徴的な症状、あるいは重症度の下にあったのですが、客観的な意味での特徴的な症状の下にあるというよりは、経口負荷試験は目的がさまざまあつたりして非常に臨床の場で、あるいはアレルギー性とも先ほどお話がありましたがつながっている話なので、むしろこれは両者をつなぐような項目として、もう少し別の役割、さまざまな試験がありますので、それをここで項目立てして、アレルギー性にむしろつなげていこうというようなことで、これが項目として分けたほうがよいのではないかと議論があつたと記憶しています。

あと、実際に何が入ってくるかというのは、これから事務局のほうで案をつくっていただけだと思います。

どうぞ。

○今井専門委員 それぞれ、ここで負荷試験のまとめをして、その特徴的な症状とか、アレルギー性閾値とか、そういったところでもそれぞれ引用されていくと。

○林課長補佐 事務局からよろしいですか。そこにつきましては、また御相談ということにはなろうかと思っております。5月に開催されました打合せ会におきまして、各個別の、例えば今、特徴的な症状に書いてございます経口負荷試験の知見が、ほかに経口負荷試験の項目がある中で必要なか、必要ではないのかという議論をたしかさせていただいたと思っておりますけれども、現時点では特徴的な症状のところにも書かせていただいております。

前回の打合せ会の際に御意見といたしまして、全体を見た上で記載をしたままにしておくという判断もあるでしょうし、削除して全て経口負荷試験のところでもまとめて記載をすることでよしとするという御判断もあろうかと思っておりますので、先送りというような形にはなってしまいますけれども、現状では、両方書いておくことで、後ほど御検討いただければと存じております。

○丸井座長 どうもありがとうございます。

というので、今の御質問、次のテーマと少し重なってくるところです。次のテーマというのが、資料2でいきますと検討内容の(3)の部分ですが、先ほど事務局のほうから、後ほどもう少し詳しく説明するというふうにお話があつたところです。有病率等、これがよいかどうかはまた検討ですが、それから原因食品別構成割合、特徴的な症状という、そのところで先ほどはざっと説明いただきましたけれども、もう少し、何を今日御意見いただきたいかというあたりについて資料を使って説明いただければと思いますので、よろしく願います。

○林課長補佐 承知いたしました。

それでは、資料5の「アレルギーを含む食品健康影響評価 鶏卵（案）」をお手元に御用意いただければと存じます。

目次は先ほど来、何回もごらんいただいているところでございますけれども、本日のこの評価書案、今、座長からお話ございましたように、「有病率等」「原因食品別構成割合」「特徴的な症状」、この3つの項目について知見をまとめさせていただいております。どのようなものか全て端から端まで説明すると長くなってしまいますので、かいつまんで御説明申し上げたいと思っております。

まず4ページをごらんください。4ページは「鶏卵アレルギーに関する知見の概要」の中の一つの項目「有病率等」、等はどうするかというところはございますけれども、有病率と自然寛解といいますか、そこの表現もまた別途御検討いただく必要があるのですが、その項目についてまとめさせていただいております。

この有病率、4ページから12ページまで知見をまとめさせていただいているところがございますけれども、国内の知見を16、海外の知見を7つ記載させていただいております。先ほど資料2や3で御説明させていただいたように、海外の知見につきましては参考程度ということで、大規模の出生コホートですとか、大規模な疫学調査のものを選択して知見を記載させていただいております。

まず、4ページをごらんくださいませ。23行目以降からは各個別の知見について詳細に記載をさせていただいているところがございますけれども、4行目から21行目につきましては、この有病率の調査に関して簡単に概要ですとか留意事項等をまとめさせていただいているところがございます。

5行目から6行目でございますけれども、食物アレルギーに関しては、一般集団における有病率を研究したものは限られている。有病率に当たるある年齢のあらゆる症状を有する人の割合について、その研究報告の多くが、例えば既に卵白を用いたSPT陽性ですとか、感作集団ですとか、既にアトピーとかアレルギー疾患を有している患者のそういったものをベースにしている研究が多いということに記載させていただいているところがございます。

12行目から13行目でございますけれども、これは打合せ会でも先生方から御意見がございましたように、有病率は対象集団において鶏卵アレルギー患者が占める割合を示すものであり、個人が疾患を発症する確率を示すものではないということを留意事項として記載させていただいております。

14行目以降は、有病率の知見によって値が変わってくる可能性があるということに言及させていただいているところがございます。これはメタアナリシスの文献の抜粋ではございますけれども、14行目の後ろのほうからでございますが、患者の主観的判断と医師による客観的情報に基づく判断とでは有病率が大きく異なることが報告されているということで、16行目から19行目にわたりまして、具体的に患者申告の場合がどうなのかとか、食物経口負荷試験の場合はどうなのかというあたりを記載させていただいております。

19行目の終わりから20行目にかけて、申告による場合には有病率が過大評価されている可能性があることに留意する必要があるということで、有病率の全般的な留意事項についてまとめさせていただいているところでございます。

また、23行目以降は各個別の知見でございます。この個別の知見を選択するに当たりまして、先生方からこういう知見がある、こういう知見があるということでご提案いただき、国内の知見については内容を充実させていただいているところでございます。それぞれの知見についてどのような調査なのかということをおある程度詳細に記載させていただくとともに、有病率というものは年齢によってかなり変わってくるところがございますので、各調査におきまして、年齢が区別して記載されているものについては、例えば23行目からの知見については、0歳児から1歳児、2歳児とかなり細かく1歳刻みで数値を記載してございましたので、そういった調査につきましては、年齢ごとに有病率を記載させていただいております。

以降、32行目から7ページの32行目までが、原則として幼児。一部小学生の知見も入っていたりするのですが、基本的には幼児の知見をまとめさせていただいているところでございます。

7ページの34行目から8ページにかけては、小学生、中学生の学校給食に関する調査をもとにした有病率の知見をまとめさせていただいているところでございます。

8ページの34行目以降は、国内における大人の知見ということで、エコチルでそういう文献が出ておりましたので、そういった大人の知見についても有病率を記載させていただいているところでございます。

9ページの8行目以降については、海外の疫学調査についての知見を抜粋させていただいており、幼児、0歳、1歳から大人、18歳以上に至るまで、年齢を追って知見をまとめさせていただいているところでございます。

12ページの6行目までに個別の知見を記載させていただいているところでございますが、打合せ会で一番重要だと御議論いただいたのは、11ページの8行目以降の有病率の知見のまとめのところでございます。まず、11ページの8行目から13行目におきまして、どういうふうにまとめるのかということをお記載させていただいているところでございます。御紹介申し上げますと、「以上の調査・研究については、その調査・研究対象、診断方法（申告、医師の診断等）、調査項目等が異なっているが、これらの結果から鶏卵アレルギーの年齢ごとの有病率をまとめると以下のとおりとなる。なお、年齢ごとの有病率は、当該年齢で複数の報告がある場合は限られた有病率の最小値から最大値の範囲を記載しているが、当該年齢の報告が1件のみの場合は、その1件の報告から得られた有病率を記載している。」ということで、14行目以降、年齢ごと、例えば申告の調査が複数あれば、幅を持たせて記載。1つしかなければ、例えば0歳児のところをごらんいただきたいと思うのですが、14行目からでございますが、0歳で保護者申告と医師の診断が混在している状態で2.3～5.5%、医師の診断で0.4%となっているのは、0歳児で医師の診断の記載があった知見が

1個しかなかったので、このように幅を持たせずに記載をしているという形で、年齢ごと、どういった判断をしているかという手法ごとで記載をまとめさせていただいております。

31行目以降が、海外の知見の状況をまとめさせていただいているという状況でございます。あくまでも知見としてどういった有病率があったのかというところをまとめさせていただいているので、ここからどう判断するのかとか、そういったところについては言及しておりません。

続きまして、13ページの(2)自然寛解と記載のある項目でございますけれども、鶏卵アレルギーに関しては、先ほどの11ページのまとめのところをよくごらんいただくとわかりますとおり、大体1歳から2歳をピークに有病率がだんだん低下していくというところが見てとれるかと思うのですけれども、経過とともに寛解しているという報告が幾つかございますので、13ページから14ページにかけてまとめさせていただいております。

国内の知見が4行目からのものと12行目からのものと24行目からのもの。以降、13ページの29行目からは海外の知見をまとめさせていただいているところでございますけれども、ここからの内容をまとめますと、14ページの10行目に記載がございますように、これらの報告から、鶏卵アレルギーは就学前には少なくとも半数程度が寛解するとされていると、現状ではまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、次の項目に参りまして、15ページの「2. 原因食品別構成割合」でございます。こちらの項目につきましては、冒頭、資料2の説明の際にも少し触れさせていただきましたけれども、消費者庁の「即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査」の報告書をベースに記載させていただいているところでございます。

2行目から15行目にかけて、この調査がどのような調査であるのかというところを記載させていただいております。また、16行目以降に実際の鶏卵アレルギーの割合を記載させていただいております。鶏卵アレルギーの割合だけでなく、16行目から18行目に記載がございますように、「鶏卵が原因食遺品の35%を占めている。年齢別に見ると0～6歳では鶏卵が原因食品の1位であり、続いて牛乳、小麦が高頻度に原因食品であった。また、アレルギー症状が初発となった際の原因食品としては、0～2歳までは鶏卵が第1位であった。過去の調査結果においても、アレルギーの原因食品は、鶏卵、牛乳、小麦の順であった。」ということで、鶏卵だけでなく、牛乳、小麦のいわゆる三大アレルゲンについても比較ということもあり、記載をさせていただいているところでございます。

また、20行目以降の「全国実態調査における食物アレルギー患者の原因食品別構成割合の経年的変化を図Xに示す。」となっております。ここには図Xは入っていないのですけれども、それを検討させていただいたのが資料8のグラフでございます。打合せ会の議論の中で、経年的な変化を評価書案の中にお示ししたほうがいいのではないかという御意見がございましたので、現状ではA案とB案という2つの案という状況なのですけれども、打合せ会の中で2つの案で、経年的変化を示させていただいているところでございます。

この図の説明をさせていただきたいのですけれども、もともとは原因食品別の構成割合

ということがあるので、割合の推移を見られればいいかなということで、基本的にはB案をベースにしたもので検討のスタートをしております。資料8のB案については、全体を100としたときの鶏卵、牛乳、小麦、それ以外の食品で、それぞれ何%報告があったのかということ棒グラフで経年的に示させていただいているところがございますけれども、青いところが鶏卵になります。

鶏卵だけを見ていくと、何となくだんだん報告数が減っているのではないかというような印象を与えるので、実際には患者数はふえているというところがあるので、それをあわせて説明できないかということで、報告患者数の青い点線の折れ線グラフを出して、これで全体の患者数もふえているということと、緑の折れ線グラフで鶏卵の報告患者数もふえているよねというところも同時に示せないかということでB案ができ上がったところがございます。

A案につきましても、先ほど申し上げた下のB案の図ですと、だんだん鶏卵の割合が減っているのではないかと、鶏卵の患者数すら減っているのではないかという誤解も生じるのではないかというところがありましたので、A案のほうで、鶏卵の患者数、牛乳での患者数、小麦が原因となった患者数、それ以外の食品が原因となった患者数ということで、積み上げた形でグラフを作成して、それだと鶏卵の割合がわからないというところがあるので、鶏卵のところだけに、例えば2014年ですと35.0%というように割合を記載させていただいたところがございます。

実際に評価書案にどのような図を掲載するのが望ましいかという点、本来であれば打合せ会で検討してその場で回答が得られて、ここの場にどちらの案ですとお示しできればよかったですけれども、一度全体としてワーキンググループの先生方に見ていただいた上で、どのようなグラフを構成割合の経年的変化としてお示しするのがよろしいか検討いただきたいと思ひまして、今回、資料8という形で提示をさせていただいておりますので、後ほど御検討いただければと存じます。

また、資料5のほうに戻りまして、15ページの21行目までは全国実態調査についての知見をまとめているところですのでけれども、それ以外の知見においても原因食品別構成割合の知見もあるということで、1つだけ現状を記載させていただいております。

ただ、先ほど今井先生からも御指摘がございましたように、他の調査でもこういった記載があるということもございますので、また文献を当たってみた上で、どのような知見が追加できるかについては先生方と御相談しつつ、追加をさせていただきたいと思っております。

続きまして、16ページの「特徴的な症状」でございます。こちらの特徴的な症状も、まずは全国実態調査が全体として全国的に網羅された調査であるということもございまして、全国実態調査の知見に基づきまして、アレルギー症状の出現割合を記載しています。報告書のほうには鶏卵に特化した詳細な記載はないというところもございまして、海老澤先生にも御協力いただきまして、平成27年度の調査の調査票のデータを事務局でいただ

きまして、鶏卵だけではなく、それぞれのアレルギー症状の出現割合を算出させていただいております。

評価書案に記載させていただいているのは、全体での出現症状として、5行目からでございますけれども、皮膚症状88.9%、呼吸器症状37.7%、粘膜症状30.1%、消化器症状23.3%、全身症状10.5%と記載させていただいて、その後、アドレナリンの投与例がどうなのか、入院がどうなのかというのを記載させていただいている。

一方、全体と比較するという意味で、鶏卵アレルギーがどうだったのかということころを皮膚症状、呼吸器症状、粘膜症状、消化器症状、全身症状、アドレナリン投与例がどうだったのか、入院例がどうだったのかということころを文章で記載すると同時に、表1としてまとめさせていただいているところがございます。

また、出現割合、いわゆる何%出たのかということころだけでなく、これですと全体のパーセントと鶏卵で出た症状のパーセント、例えば表1の皮膚で見ますと、全体で88.9%、鶏卵だと90.7%と出ていて、鶏卵はちょっと出やすいねと感覚的にはわかるのですけれども、実際に本当に出やすいのかどうかを端的に見るような方法がないかということで、打合せ会で先生方に御検討いただきました。

その結果、出現割合比というものを算出させていただいているところがございます。この出現割合比とは何かということころでございますけれども、資料9をごらんいただければと存じます。資料9の表でございますけれども、これは鶏卵、牛乳、小麦、落花生、そば、エビ、カニと、それらを全部合わせたものの出現割合と出現割合比をまとめさせていただいたものでございます。この出現割合比というのが、先ほど評価書のほうにも言及がございましたように、例えば鶏卵ですと皮膚症状が90.7%の人で出ていますよ、呼吸器症状だったら25.0%に出ていますよという数値なのですけれども、出現割合比というのは、例えば皮膚症状の太字の部分で御説明申し上げますと、鶏卵の出現割合90.7%を全食物出現割合88.9%で割ったものを出現割合比1.02という形で出したものでございます。皮膚だけでなく、呼吸器、粘膜、消化器、全身、その他、その下のそれぞれの細かい症状についても同じように割算をさせていただいて、出現割合比というものを算出しています。1より大きければ全体に比べて鶏卵では出やすい症状ではないかということで、一つの目安になるのではないかということで、このような形で出現割合比を算出させていただいているところがございます。

その結果について、評価書案に引用させていただいています。鶏卵の評価書でございますので、鶏卵の出現割合比だけを掲載させていただいているのが17ページの表2でございます。資料9の鶏卵のところの出現割合比というところをそのまま張りつけているという状況でございます。

17ページの表までが、全国実態調査における症状の出方をまとめさせていただいているものでございまして、17ページの7行目以降には、全国実態調査にも特徴的な症状と申しますか、そういう症状の出現割合に言及している知見がございますので、1つ、9行目以

降に記載をさせていただいております。

18ページ目以降は国内で実施されている、また、27行目以降は海外で実施されている食物経口負荷試験で症状の記載があったものの知見を記載させていただいているところがございます。

ただ、経口負荷試験につきましては、打合せ会の議論の中では、結局、経口負荷試験という特徴上、症状が出た時点でストップしてしまうということがあって、本当に真の症状といえますか、本来出るべき症状が出ているのかというところがございますので、特徴的な症状に記載するのに適切なかどうかという御議論もあったことはあったのですけれども、現状参考までに記載をさせていただいているところがございます。

また、先ほど経口負荷試験の項目の御質問が出た際にも、私のほうから御説明申し上げましたけれども、そもそもこの経口負荷試験の知見をいろいろな項目に記載するのかというところもございますので、それはまた別途御議論いただければと思っております。

以上、非常に省略した形で申しわけなかったのですけれども、打合せ会で御検討いただいた内容でございます。

○丸井座長 どうもありがとうございました。

ということで、また資料2に戻りますと、資料2の2.(3)のところを一通り説明していただきました。今までの議論の経緯を含めたまとめをしていただけたと思います。

先ほど「有病率等」のところは、項目名をこれから少し考えようというようなこともありました。

そして、資料8、これはちょっと御意見をいただきたいものだと思います。

最後に資料9のような形で、ほかの食物アレルギーの食品に比べてどのように鶏卵は特徴があるのかということ、やや控え目に表現したものがこれです。打合せ会ではさまざまな意見が出て、もっと非常に冒険的な数字も出したのですけれども、最も控え目なこの調査に基づく、全国実態調査に基づく数字を素直に出すということで、このあたりに集約してきたというふうに思います。

ということで、今、御説明があったところに何か御意見がいろいろございますでしょうか。打合せ会に出席されていた先生方も多いのではと思いますけれども、例えば、今日は中村先生はお休みですが、緒方先生、色のついた資料8です。これは先ほど事務局のほうでもA案、B案、どうだろうという御意見がありました。そういう疫学統計的な専門家の立場としてどちらがよいか。そしてそれ以外の先生方は、そうでない立場で、素人に近い立場でどちらがわかりやすいか、御意見いただければと思います。

緒方先生、どうぞ。

○緒方専門委員 これはどちらも情報量としては一緒ですね。一緒なのですが、軸を2つ使っているかどうかで、右と左で軸を2つ使うものになれている人は下がいいのですけれども、なれない人が見ると、軸が2つあるとかえって混乱するかもしれないので、この種の評価書に書くのにどちらが見なれているかみたいな、一種の好みに近い感じはします。

ただ、もう一回繰り返しますが、情報の量としてはどちらも一緒です。どちらが何か欠けているとかということはないと思います。

ほかもついででよろしいでしょうか。1つは有病率のところなのですが、各個別の文献の結果、こう並んでいるのですが、この並びには何か意味がありますか。特にはないのでしょうか。

○林課長補佐 原則的には、なのですが、4ページの23行目から30行目までに記載のございます神奈川県調査は、0歳から50代までの報告があるということで、全体に係る知見だということで、今、最初に掲載をさせていただいております。

それ以降、一部ほかのものも混在してはいるのですけれども、4ページから7ページの32行目までの知見については、基本的には幼児といいますか、保育園ですとか幼稚園、3歳児健診ですとか、あとは出生コホートを使ったりですとかというものもあるのですが、そういった幼児を対象にした知見を原則的には新しいものから順に並べさせていただいております。

ただ、ここは事務局の整理が余りよくなかったというところがあるのですけれども、例えば横浜市の知見が6ページの28行目から7ページの13行目まで2つの知見があるのですけれども、1つは小学生で、1つは幼稚園児の知見だということで、もともと事務局のほうで知見の整理をしているときに、同じような調査だったので一つにしていたというところがありまして、よくよく考えてみると別の調査だから分けたほうがよいということで、そのまま段落を分けて記載してしまったというところがあるので、一部小学生の知見が入っていたりとかしているところがあるのですけれども、基本的には幼児から、7ページの下の方から8ページにかけては小中学生の知見で、最後は大人の知見というように並べさせていただいております。

ただ、この知見の並び方、実際にどのようにするのが適切なのかというところはございますので、そのあたりについても御意見を頂戴できればと思っております。

○緒方専門委員 すごくよく調べていただいて、すごいなと思ったのですが、ただ、並び方に何かフィロソフィーみたいなものがあるのだったら、つなぎに一言あるとわかりやすいなと思ったので、お伺いした次第です。

それから、最後にまとめてあるのですが、これも何か表にならないかなという気がしたのです。考えながら見ていたのですが、それもちよっと難しいのかなという気もするのですが、トライアルで表にしてみるというのも一回やってみてもいいかなという気はしているのですけれども、難しそうですか。

○林課長補佐 事務局から発言させていただきます。

5月の打合せ会でも先生方から御意見がありましたように、表にしたほうがわかりやすいのではないか、文章として記載したほうがいいのではないか、両方の御意見があったところがございます。ただ、表にしてしまうと、その表を切り出して、それがひとり歩きしてしまうというところで、なかなか複雑といえば複雑なまとめの文章になっておりますの

で、これを適切に表にすることができるのかという観点もございまして、最終的にはわかりにくいぐらいのほうがいいのではないかとこのところもちょっとございまして、現状このような形で、0歳からだつと年齢ごとに分けて、どういう診断をしたのかという区分けをして、記載をさせていただいているところでございます。

ただ、どこにポイントを置いてこのまとめを書くのかというところ、よりわかりやすくしたほうがいいのではないかとこのことで、例えば0歳児と立てて、箇条書きではないですけれども、そのようにすると見やすさは出るのかなと、今、直感的に、私個人的には思ったのですが、どのあたりをまとめの落としどころとするのかという点も御意見いただければと存じます。

○丸井座長 ありがとうございます。

今、最後にお話いただいたように、わかりやすい表をつくとひとり歩きするのではないかとこの懸念があったということ。それと、その背後にはもちろん医師の診断によるものと、それから親御さんからの申告によるもの、そしてその中間というもの、それぞれの数値が出てきた背景が違うという、その辺のところも少し文章にしておかないと、逆にわかりやすい表が日本の有病割合はこれだという、ぱっと出されてしまうと、それがまた誤解のもとになっていく可能性があるのではないかとこの一番大きい理由だったと思います。

ということで、わかりやすさというのが今度は誤解を生むということもありまして、資料8、どちらかというとは下は玄人向け、上は素人受けすると思いますが、上を見ると、いきなり食物アレルギーが増ふえているのだというふうにはぱっと思い込まれることも誤解の一つでして、そういう意味では、B案はどちらかというとは素人にはわかりにくいですが、わかりやすさが誤解を生むというのをどうやって避けたらよいかということもあります。

例えばこの話をしたときに、御出席でなかった穂山先生などは見ていただいて、自分だったらどちらがよいという感じですか。

○穂山専門委員 これは報告患者数が多くなっているというのは、やはり患者数が増えるというふうには考えていいのですか。

○丸井座長 そうではないのです。

宇理須先生、御説明を。あるいは今井先生のほうがいいかもしれません。

○今井専門委員 結局調査を協力していただいている対象が毎回違うので、これは患者数が全体でふえている。傾向はもちろんあるのでしょうけれども、この調査から増えているということは言えない。

○丸井座長 ということで、どちらかというところの図で言いたいことは、実は鶏卵によるアレルギーはずっと40%弱で余り変わっていないのだと、そこを言いたいというのがもとある図だということになると、どちらがよいかなど。

○穂山専門委員 それでしたら下の図のように思います。

○丸井座長　そうですね。そうですねというのは、先ほどもお話があったように、情報量は変わらないのです。それをぱっと見たときに、その図から直感的に何を受け取るかという、そこが非常に難しいところだと思っています。

同じような立場で、佐藤委員長も御意見いただければと思いますが、どうでしょう。

○佐藤委員長　御指名なので。

割合が変わらないという意味であつたらB案がいいかと思うのですけれども、ただ、今、今井先生がおっしゃったように、対象が違うというところ、これはこんな太い線をつないでいいのかなと思って、対象が違うのだったらちょっと線を遠慮したらいかがですか。

○今井専門委員　どうしてもこのA案だと、患者数が伸びているというところに目が行きがちで、座長がおっしゃっていただいたように、この図表で示したいのは鶏卵の割合が変わっていないのだというところですので、この際のため情報はそのだけにしていこうのも手なのかなと。

○丸井座長　ありがとうございます。

ということは、右側の報告患者数を入れなくて、百分率だけ見せるという。

○今井専門委員　そうですね。

○丸井座長　むしろ情報を抑えてしまおうという御意見もありました。これも今日決めなくてもいいのですけれども、伝えたいことだけを伝えるという意味では、今の御意見は非常にわかりやすかったと思います。どうもありがとうございます。

相原先生、どうぞ。

○相原専門委員　私も患者さんがふえていないという報告数だということをご説明で改めて認識しまして、B案でいいと思います。確かに点線をつなぐと誤解を招きますし、右側の5,000人とか書いてある数字を除いて、2005年とか2008年とか書いてある下にnイコール幾つを入れれば、そのほうがわかりやすいかなと思いました。

○丸井座長　わかりました。ありがとうございます。

今の御意見、幾つか利用してわかりやすい図を事務局のほうでお願いしたいと思います。

○林課長補佐　承知いたしました。ただいま御意見いただきましたので、その御意見を集約させていただいたような内容の図を作成いたしまして、また先生方に展開させていただきたいと思っております。

○丸井座長　ありがとうございます。

そのほか、先ほどのタイトルですが、有病率、自然寛解、構成割合、特徴的な症状のところに関して、何かこれを言っておきたいというようなことがありましたら。

今井先生、どうぞ。

○今井専門委員　前回の打合せ会でも申し上げたのですけれども、鶏卵の出現割合とか出現割合比とか、全体に占める割合が3分の1を占める全体と鶏卵を比較することで、鶏卵の特徴が薄まる可能性というのはどう考えればいいでしょうか。

○丸井座長　確かにいわゆる比ではなくて、全体とその中の3分の1ぐらいを占めている

鶏卵との関係ということで、いかがでしょうか。緒方先生、確かに薄められてはいると思うのですが。

○緒方専門委員 薄められていますね。それだったらもうちょっとシンプルに実数で示すとか、割合を取ってしまうと分母と分子の関係性が、数字が見えなくなってくるので、おっしゃるとおり情報を少し消して、落としていることにはなる。逆にさっきの議論でいくと、この表はひとり歩きする可能性がまた出てきますね。でも、この表は普通の人には少しわかりにくいですよ。どうしますかね。答えがなくて申しわけないです。

○丸井座長 この17ページの表でどうなのかですね。あるいは出現割合比にしないで、先ほどの緒方先生の御意見でいえば、資料9で出現割合比なしで全体ではこれぐらいだけれども、鶏卵ではこれぐらいという、もとの数字だけを、例えば皮膚症状が全体では88.9%だけれども、鶏卵では90.7%だったという事実だけを出すというのも一つかということでしたが、どうでしょうか。

○林課長補佐 事務局から補足の御説明をさせていただきます。

今、議論が及んでいる点につきましては、16ページの表1に細かくではないのですけれども、全体と鶏卵でそれぞれの症状の割合を記載させていただいているところがございます。細かくはないのですけれども、現状こういう表があるという中で、こういった形を示すのかという点を御議論いただければと存じます。

○丸井座長 川西先生、どうぞ。

○川西委員 私も素人なのですが、今ここで委員として出ていますからまたいろいろあるのですが、私がもしこの報告書を食物アレルギーのことを勉強したいなと思って見たときには、やはり出現割合という数字が、意外と皮膚と書いてあっても蕁麻疹とか掻痒とか紅斑とかそれぞれの数字も多分知りたい。それで、ちょっと専門家の立場から見ると、この数字はひとり歩きで怖いんだよねという部分があるのだったら、それは考えものと思うのですけれども、普通の方がこれをちょっと勉強しようかなと思って見たときには、やはりくくりが呼吸器というのもちょっと大き過ぎるような気がするし、粘膜も大きいし、消化器も大きいし、特に全身などは、この4つの細かなものがかかなり出現頻度も違うので、もしひとり歩きというおそれがないのだったら、これは両方入れておいてもいいのではないかなと、素人的には思いました。

○丸井座長 ありがとうございます。

その両方という場合には、海老澤先生、何か。

○海老澤専門委員 根本的な話をすると、全国モニタリング調査の健康被害は圧倒的に小さなお子さんが多いのです。0歳児、1歳児。あと、特徴的な症状という記載の項目にこれを入れていくことに関しての是非というのが私は難しいなと思っているのです。

というのは、例えば同一の経口負荷試験の記載が書いてある18ページを見ていただくと明らかなのですけれども、基本的には鶏卵の誘発症状の特徴は、同じ負荷試験のものを使うと消化器なのですね。皮膚というのは食物アレルギーに比較的共通に、卵だろうが、牛

乳だろうが、あるいは小麦だろうが、9割方出てくるものであって、数が多くなってくるとそのところに微妙に有意差がついてしまうのですけれども、余りそこを強調して出していくのは逆にミスリードかなと思うのです。

私たち専門家としては、ピーナッツと卵は消化器が多いよねというコンセンサスはみんな持っていると思うのです。アレルギー性という観点から評価していくのだったら、例えば全国モニタリング調査に関しては、とっているものの形態がばらばらなのですね。例えば小麦と混ざっている卵だったりとか、ゆで卵だったりとか、いろいろな形態のものを含んでいるわけです。そうしたときに、この症状が卵に特徴的だよねということを本当にそこで言っているのかなという心配が少しあります。

ですから、逆に特徴的だというものを言うのだったら、経口負荷試験で均一の卵、例えば生卵レベルの抗原性とか、加熱卵レベルの抗原性を使って、消化器症状が非常に多いというのは特徴的だと思うのです。だから、余りこれを前面に押し出してここに書いていくと、逆に素人の人之間違ったイメージを与えるのではないかという危惧があります。

○丸井座長 どうもありがとうございます。

やはりつくる側と読む側というのは情報量も違いますし、今のようなさまざまな違いが出てくるのだらうと思います。

ここに関しては、先ほどの経口負荷試験を項目別にするということのでつくってきましたけれども、恐らく今の幾つかの御発言で、ちょっと控え目な表現で抑えていくというようなことにしたほうがいいのかと思います。それについて今日これ以上いろいろ議論するよりは、また必要があれば、もうちょっと報告の表現とか中身を詰めるという機会を持つようにしたほうがよいかと思います。

大体予定した時間ぐらいに来まして、今日は初めにもお話ししましたように大分間がきましたので、今までの経過を一通りみんなを確認して、そして再び同じところでスタートしたいというふうに考えておりますので、大体御了解いただけたと思います。

評価書案、先ほどのような、今いろいろタイトルとか内容とか順序とか、そうした案について御紹介いただきましたけれども、この先それぞれ専門委員で担当を決めて少し読み込むというような作業をして、妥当なのか、あるいは文献はこれでよいのかとか、用語としてこちらのほうがよいだろうとか、そういったことの確認作業をしたいということになりますので、具体的な振り分けについては事務局と相談させていただいて、この部分はこの先生に、何人かの先生にお願いをしてというようなことになると思いますので、また事務局から連絡さしあげることになるかと思います。

もちろん、今日あった原案の部分だけではなくて、アレルギー性の部分、それから初めのほうで斎藤先生からもありました総論部分ですね。食物アレルギー疾患全体について、その辺もできてきましたら、それぞれの部分にふさわしい先生方に読んで御意見をいただくというようなことになっていくだろうと思いますので、それもまた順次作業が進むにしたがって、事務局のほうから連絡させていただくことになるかと思いますので、そのあ

たりは事務局でどうぞよろしく申し上げます。

(1)(2)は終わりということで、あとは(3)その他ですけれども、何か事務局のほうからその他に関してありますでしょうか。

○林課長補佐 今後の予定に関しましては、会議の冒頭のほうで御説明申し上げましたけれども、次回の第5回のワーキンググループにつきましては、9月19日木曜日の14時からを予定しております。既に日程については御連絡をさせていただいているところでございますけれども、机上配布資料に記載がございますように、ここでは経口負荷試験、アレルギー性の点を中心に御議論いただきたいと思っております。議事等の詳細につきましては、改めまして御連絡させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

それ以降のワーキンググループの開催につきましては、具体的な日程については、また決まり次第、改めて御連絡申し上げます。ですけれども、大体2カ月に1回ぐらいは会合を開催させていただければと考えておりますので、その点、お含みおきいただければと存じます。日程、議事等、詳細が決まりましたら、そちらにつきましても改めて御連絡申し上げます。

以上でございます。

○丸井座長 事務局から今後のことについて御説明いただきました。ありがとうございます。

今日はかなり今までを振り返って、そして、これから先どういう方向でいくかということとさまざまな御意見をいただいて、どうもありがとうございました。また事務局の仕事が少しふえますけれども、どうぞよろしくお願いたします。

これで、第4回ワーキンググループを閉会とさせていただきます。御参加、御意見、どうもありがとうございました。